

平成25年6月28日
第2501号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 自衛官の募集期間（305・総務課）…………… 1
- 自衛官採用試験の試験期日等（306・総務課）…………… 1
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生（307・農業経済課）…………… 2
- 基本測量実施の通知（308・建設政策課）…………… 2
- 公共測量実施の通知（309・建設政策課）…………… 2
- 都市計画の決定による送付図書の縦覧（310～312・都市計画課）…………… 2
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（313、314・都市計画課）…………… 3
- 証紙売りさばき人の指定（315・会計課）…………… 3
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出（316・会計課）…………… 3

公 告

- 土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可（山本地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定（秋田地域振興局農林部）…………… 4

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（68）…………… 4

告 示

秋田県告示第305号

平成25年度自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、告示する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐竹敬久

募集期間

平成25年7月1日から同年9月6日まで

秋田県告示第306号

平成25年度自衛官候補生の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、告示する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐竹敬久

試験期日	試 験 場		募 集 地 域
	名 称	位 置	
受付時に指定する日	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野1番地	秋田県全地域
	大館市中央公民館	大館市字桜町南45番1号	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
	能代市中央公民館	能代市追分町4番26号	能代市 山本郡
	学校法人ノースアジア大学	秋田市下北手桜字守沢46番1号	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡
	由利本荘市市民交流学習センター	由利本荘市上大野16番	由利本荘市 にかほ市
	大仙市大曲交流センター	大仙市大曲日の出町二丁目7番53号	大仙市 仙北市 仙北郡
	横手市交流センターわいわいぶらざ	横手市駅前町1番21号	横手市 湯沢市 雄勝郡

秋田県告示第307号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認められたので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田市南加入区

秋田県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量及び電子基準点現地調査）

2 作業を行う期間

平成25年7月4日から平成26年3月14日まで

3 作業を行う地域

(1) 国土調査に伴う基準点測量

湯沢市及び山本郡藤里町

(2) 電子基準点現地調査

能代市、大館市、男鹿市、潟上市、北秋田市、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町及び南秋田郡五城目町

秋田県告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種類

公共測量（水準測量）

2 作業を行う期間

平成25年5月30日から平成26年2月14日まで

3 作業を行う地域

秋田市、大仙市、由利本荘市及び湯沢市

（雄物川及び子吉川流域）

秋田県告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、にかほ市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

にかほ都市計画公園（4・3・1号旧金浦小学校跡地公園）の決定の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、にかほ市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

にかほ都市計画ごみ焼却場（1号にかほ市清掃センター）の決定の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、にかほ市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

にかほ都市計画火葬場（1号象潟斎場）の決定の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、にかほ市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

にかほ都市計画公園（2・2・4号飛ヶ崎街区公園）の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、にかほ市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

にかほ都市計画市場（1号金浦卸売市場）の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第315号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
大仙市長野字六日町70番地 平瀬 一浩	大仙市長野字紫嶋52-1	平成25年6月19日

秋田県告示第316号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称の変更の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の名称	
変 更 後	変 更 前
公益社団法人秋田県農業公社	社団法人秋田県農業公社

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、能代市種土地改良区から申請があった新たな土地改良事業（維持管理事業）の施行について、平成25年6月21日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月28日

秋田県副知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年6月28日から同年7月26日まで
- 3 縦覧場所 秋田市外旭川地域センター

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十八号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

社会福祉法人ニツ井 ふくし会ケアハウス きみまち	能代市ニツ井町字下野家後百四十五番 地
--------------------------------	------------------------

を

社会福祉法人ニツ井 ふくし会ケアハウス きみまち	能代市ニツ井町字下野家後百四十五番 地
やさしい風ショート ステイ	能代市字向田表六番地二

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）